

令和2年6月2日

各位

社会福祉法人聖隷福祉事業団
浦安せいれいの里
総園長 副島 克行

新型コロナウイルス感染症に対する当施設の対応について（その2）

平素より当施設の事業につきましてご高配を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染対策として、2月27日（木）より、ご家族の皆様には面会制限にご協力いただき感謝申し上げます。

5月25日（月）に千葉県を含む5都道府県においても緊急事態宣言が解除されましたが、それに先立ち、千葉県より「新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置の変更と高齢者福祉施設等の対応について」が5月22日（金）に県内施設へ通知がございました。当施設としましては、この通知に基づいた上で面会制限を継続させていただきますので、皆様のご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

尚、今後の状況変化や千葉県の再通知等によって対応が変更になる可能性があることをご理解いただけますようお願いいたします。

【千葉県通知（原文抜粋）】

令和2年5月22日

新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置の変更と高齢者福祉施設等の対応について

（中略）

高齢者施設等を運営する事業者に対しては、これまでどおり適切な感染症防止対策を講じたうえで事業の継続をお願いしておりますので、引き続き、別紙2「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局ほか事務連絡）を踏まえた対応をお願いします。

※各施設ともオンライン面会を継続しておりますのでご利用ください。

【ご意見やご不明な点は、担当相談員または下記事務所までお声かけください】

浦安せいれいの里 総合事務管理室
電話 047-700-6600（代表）